

# おおぞら

No.180

聖隷福祉事業団への法人移管後は63号

社会福祉法人 聖隷福祉事業団  
総合病院 聖隷三方原病院  
聖隷おおぞら療育センター

〒433-8558  
静岡県浜松市北区三方原町3453  
TEL 053-437-1467

発行責任者 荻野和功  
編集者 横地健治

2017年7月1日

## 重症心身障害成人の尊厳

横地 健治

平成24年に児童福祉法の重症心身障害児施設はなくなり、小児は児童福祉法の医療型障害児入所施設に入所することになり、成人(18歳以上)は障害者総合支援法の療養介護事業所に入所することになりました。その時、6年間は経過措置(「みなし規定」として、両者は一体的に運用されることになりました。そして、来年の平成30年3月には、その経過措置が尽きることになります。そのため、この児者一体運用継続の是非が、昨年の後半から議論されてきました。厚生労働省の担当官からは、小児と一体的に運用することにより、重症心身障害の成人を制度上優遇しているが、それに見合った良い生活を提供されていない事例があるとの指摘を受けました。そして、小児と同等の待遇を成人で継続することに疑義が示されました。発達期の小児に多大な支援を与えるのは当然であるが、成人には条件があるということ。この議論は、本年3月に「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前

提に、医療型障害児入所施設等と療養介護の両方の指定を同時に受ける、現行のみなし規定を恒久化する」と決着がつかしました。この後半の文意は、現行の児者一体運用を継続するということです。この前半の条件文が問題です。現在、一部の成人入所者は適切な生活支援を受けていないことを、「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動を提供していくことを前提に」として、行政文書で明言されました。

こうした行政の批判に対し、私たちの施設はどう受け止めたいのでしょうか。まず、入所者にとって良い生活とは何かについてです。前文では、「入所者の年齢や状態に応じた適切な日中活動」を受けることを必須としています。私たちは、これを発達段階に即した活動として、個別階層化しています。その人にとって最高の人生経験となるであろうものを「生きがい活動」として提供しています。「入所者の状態」にそぐわない画一的集団活動は、私たちの施設では既に決別しています。

前述の「入所者の年齢や状態に応じた」のうちの「年齢」については考えてみる必要があります。発達段階の階層(発達年齢では1歳未満のうち)は同じだが、年齢が異なる二人、例えば、40歳と5歳の二人、まったく同じ活動を提供していいかは問題です。実は、この設問の発達段階が同じという条件には疑念があります。重症心身障害では、発達段階とは別に人生経験から蓄積した精神世界もあるはず。この違いは、仮想した発達段階が同じなら、重大な問題ではないとして話を進めます。

見て聞く活動として、40歳と5歳の二人に、同じ幼児の好むキャラクター(例えば、キティちゃん)の絵本を読んでもいいでしょうか。同じ発達段階の階層でも、前述の人生経験から、心惹かれる対象は異なるはず。40歳の人が5歳の子と同じようにキティちゃんに興味を持つでしょうか。それでも、40歳の人がキティちゃんに関心を持つのなら、その絵本を読み聞かせることは適切でしょうか。これは、40歳の二人に、幼児の服装をさせるのと(本人が喜んだとしても)、同じ問題です。これらは、個の尊厳の問題です。

重い障害を持ついても、その人は社会の一構成員であり、ともに社会生活を送る存在と認めることが、個の尊厳を護るといふことだと考えています。その人は、社会がその年齢の社会人に求める働きを果たさなくても、社会は、その年齢の他の社会人と同等の待遇をその人に与えねばなりません。これは私が考える福祉の理念です。

そうすれば、前述の40歳の二人(発達年齢は1歳未満)に対し、その年齢にみあった対応は必要です。この二人にキティちゃんを見せたら、40歳の二人に幼児の文化をそのまま押しつけていることになり、キティちゃんが見たこと自体が、その成人を「子ども扱い」したという皮相な非難とは違っています。40歳の人の文化にみあったキティちゃんなもの、その人に提示するものが正解だと私は思います。

前述の行政文書では「性」が抜けています。その性にみあった待遇は必須です。その人の発達段階に即して、その